

# 秋田県県民意見提出手続に関する要綱

## 第1 目的

この要綱は、県民意見提出手続に関し基本的な事項を定めることにより、政策形成過程において県民の意見（情報及び専門的な知識を含む。以下同じ。）を反映させる機会を確保するとともに、その過程の透明性と公正性の向上を図り、もって県民との協働による県政の推進に資することを目的とする。

## 第2 定義

- 1 この要綱において「県民意見提出手続」（以下「本手続」という。）とは、県の政策に関する基本的な事項を定める計画その他の第3第1項各号に掲げる計画等（以下「計画等」という。）の立案（変更の立案を含む。以下同じ。）をする過程において、当該立案に係る政策の内容、趣旨その他必要な事項を公表し、これらに対する県民の意見を反映させる機会を確保するとともに、当該意見に対する県の考え方を公表する一連の手続をいう。
- 2 この要綱において「実施機関」とは、知事及び教育委員会をいう。

## 第3 対象

- 1 本手続の対象は、次に掲げるものとする。
  - (1) 長期総合計画及び県政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
  - (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限する条例及び規則（県税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
  - (3) 県民生活に影響を及ぼす公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画
  - (4) 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）
  - (5) 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）
  - (6) 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。）
- 2 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なものについては、本手続の対象としない。
- 3 実施機関は、計画等に該当しないものであっても、制度の趣旨に照らし、本手続を行うことが望ましいものについては、本手続の対象とすることができる。

## 第4 手続の実施時期等

- 1 実施機関は、計画等について最終的な意思決定を行う前に、計画等の案（計画等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）を公表し、県民から意見を募集

するものとする。

2 実施機関は、計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するよう努めなければならない。

(1) 当該計画等を立案する趣旨、目的及び背景

(2) 当該計画等の案の概要

(3) 当該計画等の案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 計画の策定及び改定にあつては、上位計画の概要

ウ 当該計画等の案の実施及び実施後に必要と見込まれる経費の概要

エ 当該計画等を立案するに際して整理した論点

オ その他必要な資料

(4) 当該計画等の案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）における審議に付した場合にあつては、当該審議の概要が分かる資料

3 実施機関は、次に掲げる事項を定め、計画等の案とともにこれを公表するものとする。

(1) 計画等の案の名称及び閲覧方法

(2) 意見の提出期間、提出方法及び提出先

(3) その他意見の募集に必要な事項

## 第5 公表の方法

1 実施機関は、計画等の案を公表しようとするときは、公表しようとする計画等の案、第4第2項に掲げる資料及び第4第3項に掲げる事項を記載した書面を実施機関の事務所、総務部秘書課報道・広聴室及び各地域振興局総務企画部地域企画課に備え付けるとともに、県のホームページに掲載するものとする。

2 実施機関は、前項の規定によるほか、当該計画等の案の概要について、次に掲げる方法により県民に周知するものとする。

(1) 県公式SNSによる投稿

(2) 報道機関への資料提供（報道投込）

3 前項の規定によるほか、次に掲げる方法のうち、必要に応じて選択する方法により県民に周知するよう努めるものとする。

(1) 広報紙への掲載、新聞・テレビ・ラジオ広報

(2) 記者会見、記者レクチャー

(3) その他実施機関が必要と認める方法

4 第1項の規定にかかわらず、計画等の案及び第4第2項に掲げる資料が相当量に及ぶ場合は、その全てを県のホームページに掲載する必要はないものとする。

## 第6 募集の期間等

1 実施機関は、県民が計画等の案についての意見を提出するために必要な期間を考慮

して、案件に応じて少なくとも1か月以上の提出期間及びその提出方法を定めるものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、1か月を下回る提出期間を定めることができる。この場合において、当該計画等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

- 2 県民が意見を提出する方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、Googleフォームその他実施機関が認める方法によるものとする。
- 3 実施機関は、当該計画等の案についての意見を提出した個人又は法人の氏名、名称その他の当該個人又は法人に関する情報を公にしないものとする。

## 第7 実施の予告

実施機関は、第4第1項の規定により計画等の案及び第4第2項各号に掲げる資料を公表する前に、次に掲げる事項を広報紙又は県のホームページに掲載し、本手続の実施を予告するよう努めるものとする。

- (1) 計画等の案の名称
- (2) 計画等の案に対する意見の提出期間
- (3) 問い合わせ先

## 第8 意見の活用

- 1 実施機関は、第6の規定により提出された意見を考慮して、計画等について意思決定を行い、これを公表するものとする。
- 2 実施機関は、前項の計画等の公表と同時期に、提出された意見及びこれらに対する県の考え方を公表しなければならない。ただし、提出された意見の中に、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）第6条第1項に規定する非公開情報に該当するおそれのある情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 3 第5第1項及び第2項の規定は、前項本文の規定による公表の方法について準用する。

## 第9 本手続の特例

- 1 附属機関等において本手続に準じた手続を経て策定された提言等に基づき、実施機関が当該提言等と実質的に同じ内容の計画等の案を立案する場合は、本手続を行わないことができる。
- 2 法令により縦覧等の手続が義務づけられている計画等の策定にあつては、本手続と同等の効果を有すると認められる範囲内において、本手続を行ったものとみなす。

## 第10 一覧の作成等

- 1 知事は、本手続を行っている案件の一覧を作成し、総務部秘書課報道・広聴室に備え付けるとともに、県のホームページに掲載して公表するものとする。
- 2 案件の一覧には、それぞれ次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 案件名

(2) 意見の提出期間

(3) 問い合わせ先

#### 第 1 1 その他

この要綱に定めるもののほか、本手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等で、県民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この要綱の規定は、適用しない。

#### 附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 9 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。